

2026年 9 月 18 日

投資家の皆様へ

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

「US ベーシックバランス」

投資信託約款の変更に関する書面決議実施のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、掲題ファンド(以下、「当ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり投資信託約款(以下「約款」といいます。)の変更に関する書面決議を実施させていただきます。この約款の変更は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および約款の規定にもとづき、書面決議をおこなったうえで決定いたします。

当ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご注意くださいよう、よろしくお願いいたします。

敬具

記

1. 対象ファンドの名称 「USベーシックバランス」

2. 約款変更の内容および理由

(1) 委託者の変更

当ファンドの委託者である弊社は2027年3月末を目途に業務の終了を予定しているため、委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、約款変更をおこなう予定となりました。

変更後に委託者となる予定の三井住友トラスト・アセットマネジメントの概要は以下の通りです。

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラストグループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018 年 10 月 1 日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約 111 兆円規模の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。

所在地：東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号

資本金：20 億円、役職員数：714 名

※2026 年 3 月末現在

これに伴い、当ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

(2) 投資対象ファンドの変更および商品性の改善

委託者の変更後、当ファンドが組入れている三井住友トラスト・アセットマネジメントが設定・運用する「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下現行主要投資対象ファンド)を段階的に売却し、現行主要投資対象ファンドが投資しているマザーファンドへの直接投資に切り替えるとともに、商品性を改善するための約款変更をおこなう予定です。

① 委託者変更時の約款変更

- ア. 当ファンドがマザーファンドに直接投資できるように投資対象ファンドにマザーファンドを追加します。
- イ. 現行主要投資対象ファンドが償還した場合、当ファンドも償還することとなっている規定を削除します。
- ウ. 当ファンドのマザーファンドへの直接投資開始に伴い、マザーファンドにおいて実施する株式の貸付取引に係る収益の一部(50%未満)を当ファンドの信託報酬として収受させて頂くため、信託報酬に係る規定を変更します。

② 現行主要投資対象ファンド売却完了時の約款変更

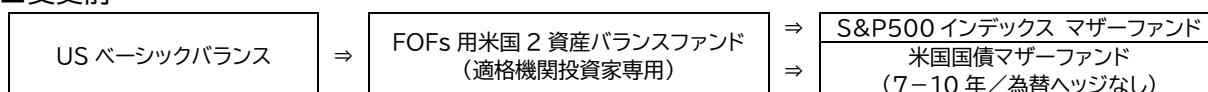
- ア. 当ファンドの投資対象ファンドから現行主要投資対象ファンドを削除します。
- イ. 信託報酬率および購入・換金手続き等を下表の通り変更します。なお、約款に規定する当ファンドの信託報酬率は引上げとなりますが、投資対象ファンドの信託報酬を含めた受益者の皆様の実質的なご負担は低下します。

	変更前	変更後
運用管理費用 (信託報酬)*	当ファンド(A) 0.506%(税込)	当ファンド(A) 0.715%(税込)
	投資対象とする	投資対象とする
	投資信託証券(B) 0.253%程度(税込)	投資信託証券(B) 0.000%程度(税込)
	実質的な負担(A+B) 0.759%程度(税込)	実質的な負担(A+B) 0.715%程度(税込)
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込 受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が別途規定する 海外休日の場合	申込日当日が別途規定する海外休日の場合
換金代金	換金申込受付日から起算して 7 営業日目からお支払い	換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払い

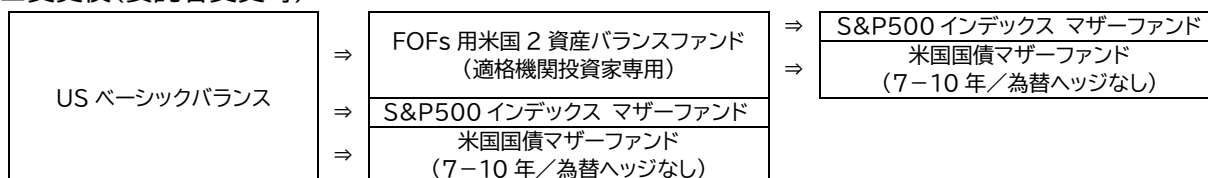
*株式の貸付取引に係る信託報酬については記載を省略しています。

<現行主要投資対象ファンドからマザーファンドへの切り替えイメージ>

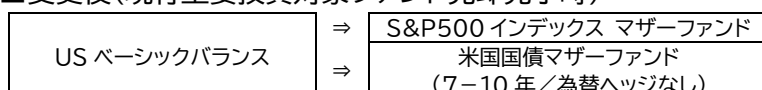
■変更前



■変更後(委託者変更時)



■変更後(現行主要投資対象ファンド売却完了時)



※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表(案)」をご参照ください。

3. 約款変更日および変更適用日(書面決議で可決された場合)

(1) 上記「2.(1)および2.(2)①」に係る約款変更

2026年11月6日付で実施し、2027年1月18日より適用する予定です。

(2) 上記「2.(2)②」に係る約款変更

2026年11月6日付で実施し、2027年3月31日より適用する予定です。

4. 書面決議について

2026年11月4日に、書面決議によって約款変更に関する可否を決定します。

書面決議においては、対象受益者の確定日(2026年9月24日)時点の受益者の議決権の3分の2以上の賛成で可決され、約款変更を実施します。なお、この条件を満たさなかった場合は否決となり、約款変更は中止となります。

なお、書面決議において約款変更が否決された場合には、弊社の業務終了日が確定した段階で、投資信託及び投資法人に関する法律および約款の規定に従い当ファンドは償還に向けた手続きを進めることとなりますので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

内容	日付
対象受益者の確定日	2026年9月24日
議決権行使期限	2026年10月30日
書面決議日(約款変更可否決定日)	2026年11月4日
約款変更日【予定】	2026年11月6日
約款変更適用日【予定】	2027年1月18日 2027年3月31日

以上

「投資信託約款の変更に係る新旧対照表(案)」

変更日:2026 年 11 月 6 日 変更適用日:2027 年 1 月 18 日

新	旧
運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「S&P500 インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7-10 年/為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。))及び「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。))を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式及び米国の国債に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は 50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(省 略)	運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。))を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式及び米国の国債に投資します。 ・主要投資対象ファンドにおいて、主として「S&P500 インデックスマザーファンド」及び「米国国債マザーファンド(7-10 年/為替ヘッジなし)」の受益証券に投資します。 ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は 50%とします。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(同 左)
(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②(省 略) (信託期間) 第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。 (運用の指図範囲等) 第 17 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「S&P500 インデックスマザーファンド」及び「米国国債マザーファンド(7-10 年/為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限り、)に投資することを指図します。 1.~5.(省 略) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②~③(省 略) (信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1.第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 46 の率を乗じて得た額	(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②(同 左) (信託期間) 第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 39 条第 3 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。 (運用の指図範囲等) 第 17 条 委託者は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。))及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限り、)に投資することを指図します。 1.~5.(同 左) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②~③(同 左) (信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 46 の率を乗じて得た額とします。

新	旧
2.マザーファンド(第 17 条に定める親投資信託をいいます。以下本項において同じ。))において有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品賃料(貸付有価証券の利子又は配当金等相当額を含まないものとします。また、有価証券の貸付にあたって担保として金銭を受け入れた場合には、当該品賃料に、当該金銭の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付の相手方に支払う当該金銭に対する利息額を控除して得た額(ただし、この額が負の場合は、零とします。))とすることができます。以下同じ。)のうち投資信託財産に属するとみなした額に 100 分の 50 未満の率を乗じて得た額 3.前号において、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に当該マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める品賃料の割合を乗じて得た額とします。 ②～③(省 略) (投資信託契約の解約) 第 39 条(省 略) ②(省 略) ③(削除) ④～⑦(省 略) (公告) 第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、<u>日本経済新聞に掲載します。</u> ②(削除)	②～③(同 左) (投資信託契約の解約) 第 39 条(同 左) ②(同 左) ③委託者は、<u>主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。</u> この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ④～⑦(同 左) (公告) 第 48 条 委託者が受益者に対してする公告は、<u>電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。</u> https://www.soam.co.jp/ ②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、<u>日本経済新聞に掲載します。</u>

変更日:2026 年 11 月 6 日 変更適用日:2027 年 3 月 31 日

新 運用の基本方針	旧 運用の基本方針
2.運用方法 (1)投資対象 「S&P500 インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7-10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式及び米国の国債に投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は 50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(省 略) (受益権の申込単位及び価額)	2.運用方法 (1)投資対象 「S&P500 インデックスマザーファンド」、「米国国債マザーファンド(7-10 年／為替ヘッジなし)」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」(以下「<u>私募投資信託証券</u>」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び<u>私募投資信託証券</u>への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所等に上場している株式及び米国の国債に投資します。 ・<u>私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。</u> ・各主要投資対象ファンドの受益証券(<u>私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。</u>)の基本組入比率は 50%とします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ②主要投資対象ファンド及び<u>私募投資信託証券</u>への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③主要投資対象ファンド及び<u>私募投資信託証券</u>を通じた組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ④(同 左) (受益権の申込単位及び価額)

新	旧
第13条(省 略) ②(省 略) ③第1項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けられないものとします。 1.～2.(省 略) ④第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(省 略) (運用の指図範囲等) 第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「S&P500 インデックスマザーファンド」及び「米国国債マザーファンド(7-10年/為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限りします。)に投資することを指図します。 1.～5.(省 略) なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(省 略) (信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第32条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1.第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の65の率を乗じて得た額 2.～3.(省 略) ②～③(省 略) (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第34条(省 略) ②～③(省 略) ④一部解約金(第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、<u>5 営業日目</u>から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(省 略) (投資信託契約の一部解約) 第37条(省 略) ②～③(省 略) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。 1.～2.(省 略) ⑥～⑦(省 略)	第13条(同 左) ②(同 左) ③第1項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日又は取得申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、取得の申込みは受け付けられないものとします。 1.～2.(同 左) ④第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1口につき1円に手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(同 左) (運用の指図範囲等) 第17条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「S&P500 インデックスマザーファンド」及び「米国国債マザーファンド(7-10年/為替ヘッジなし)」並びに「FOFs 用米国 2 資産バランスファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限りします。)に投資することを指図します。 1.～5.(同 左) なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(同 左) (信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第32条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。 1.第29条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の46の率を乗じて得た額 2.～3.(同 左) ②～③(同 左) (収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第34条(同 左) ②～③(同 左) ④一部解約金(第37条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第37条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、<u>7 営業日目</u>から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(同 左) (投資信託契約の一部解約) 第37条(同 左) ②～③(同 左) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、<u>一部解約の申込日又は一部解約の申込日の翌営業日</u>が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。 1.～2.(同 左) ⑥～⑦(同 左)